

第8回宮前区のまちづくりにおける公共機能検討会議

兼 令和3年度第16回政策・調整会議

日 時:令和3年11月16日(火) 10:40 から

場 所:第3庁舎18階 大会議室

1 宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)について

2 その他

(配布資料)

資料1 宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)概要版

資料2 宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)

資料3 宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)について

～市民の皆様から意見を募集します～

第1章 活用方針策定の目的や経過

1 目的

- 平成30（2018）年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」で、「出張所は、「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、出張所に求められる各機能について、地域の実情に即した取組を推進」することを今後の方向性の一つと位置付け
- 平成31（2019）年3月に策定した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」において、向丘出張所は、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用など、地域の皆様とともに、共に支え合う地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点として、地域ニーズや課題を把握・整理し、概ね10年にわたる事業全体のスケジュールと並行して、機能のあり方を検討することを位置付け
- 「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針（以下、「活用方針」という。）は、向丘地区の現状や課題を踏まえ、今後の出張所に求められる機能に関する基本的な考え方を示した上で、向丘出張所の一層の活用に向けて着実な取組を推進することを目的に策定

2 区役所・出張所を取り巻く状況変化

- 昨今の新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、区役所・出張所は、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じ、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促す役割を果たしていく
- 首都直下地震等の発生リスクの高まりや、全国各地で大雨による風水害が頻発する中、激甚化する風水害への対策など、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面からの対策による、災害に強いまちづくりを推進する
- 国は「デジタルファースト」の原則を掲げており、行政手続のオンライン化などにより、将来的には市民の来庁を要しない手続方法が全国的に普及していくことを想定。本市においても、対面を前提としない行政手続や相談等へのニーズが高まっており、令和4（2022）年度の行政手続の原則オンライン化に向けた取組などによる状況変化を踏まえながら、将来を展望し検討を進める

3 これまでの経過

- 平成21（2009）年3月 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定
- 平成28（2016）年3月 「区役所改革の基本方針」策定
- 平成30（2018）年3月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定
- 平成31（2019）年3月 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定
- 平成31（2019）年3月 「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」策定

4 総合計画における活用方針の位置付け

- 総合計画においては、施策として「共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化」を掲げ、「支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施すること」を位置付け

5 都市計画マスタープラン 宮前区構想

- 策定から10年が経過し、都市計画を取り巻く環境変化、上位計画「総合計画」や「都市計画マスタープラン全体構想」等が策定・改定されたことから、令和2（2020）年12月に宮前区構想の改定
- 「人が好き 緑が好き まちが好き～宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる～」をめざす都市像とし「分野別の基本方針」や「身近な生活圏別の沿線まちづくりの考え方」策定
- 分野別の基本方針の一つ「土地利用」では、「地域特性等からみた地域別のまちづくりの方針」を整理しており、①東急田園都市線沿線地域、②平瀬川地域、③有馬・野川地域、④インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域の4つのパターンに整理。向丘地区は、②及び④に属する

第2章 宮前区及び向丘地区の概況

1 宮前区の成り立ちや特徴

- 明治22（1889）年の市制・町村制の施行に伴い、橘樹郡（たちばなぐん）宮前村（みやさきむら）及び向丘村（むかおかむら）が誕生。昭和47（1972）年に本市が政令指定都市に移行した後は高津区に属していたが、昭和57（1982）年に分区し現在に至る（面積は約18.60km²）。

2 向丘地区の概要

（1）向丘地区の位置

- 宮前区は2つの地区に分かれており、区の中央部から北西側が向丘地区、中央部から南東側が宮前地区

（2）地形と交通アクセス

- 起伏に富んだ地形で自動車やバスの利用が多い。
バス便の本数は、溝口駅へ接続するバスが最も多く、
野川柿生線では、バスの走行環境改善に向けた取組が進められている。
- 横浜市高速鉄道3号線の延伸により、麻生区王禅寺付近に駅が設置される予定

（3）地域資源

- 向丘地区内の水沢に源を発する平瀬川などの豊かな自然環境があり、地域で活動する方々の手によって守られ、多くの市民に親しまれている。

（4）主な公共施設

- 宮前市民館営生分館、宮前スポーツセンター、消防訓練センター、地域子育て支援センター、こども文化センター、地域相談支援センター、地域包括支援センター、老人いこいの家などがある。

（5）避難所・広域避難場所

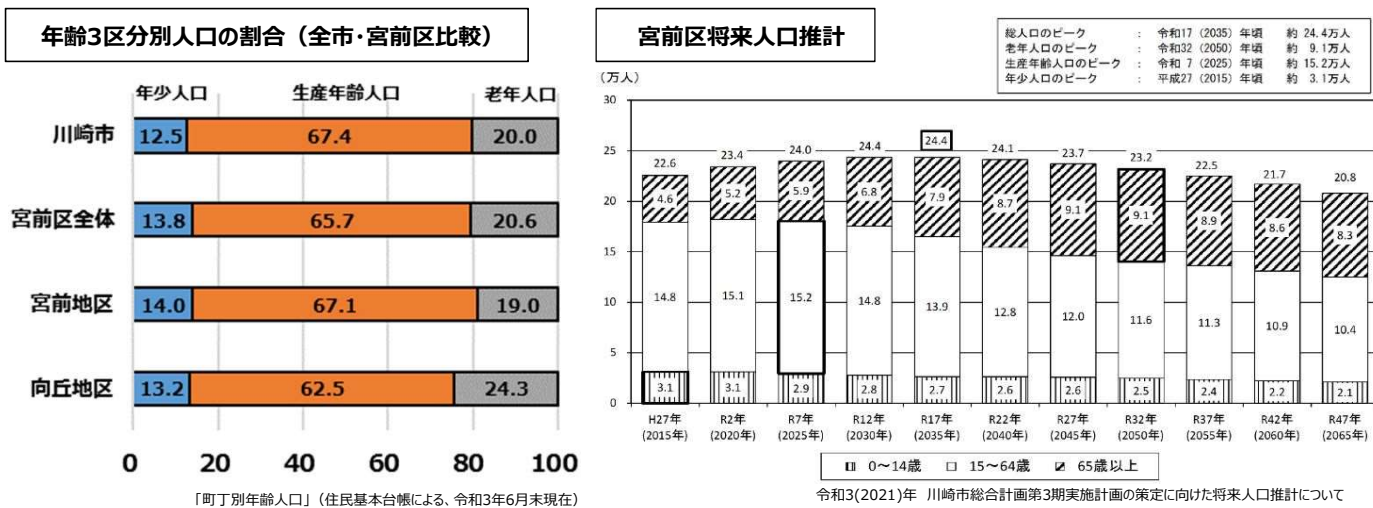
- 指定避難所が11か所、広域避難場所が2か所あり、向丘出張所は風水害時の緊急避難場所として活用がされている。向丘地区には、土砂災害警戒区域等が多数ある。

（6）地域活動等の状況

- 外出が困難な高齢者への買い物支援、コミュニティカフェ等、様々な主体が地域の特色を活かし課題解決に向けた活動を行っている。

3 人口構成、将来人口推計、人口密度

- 令和3（2021）年10月1日時点で、宮前区の人口は234,528人（世帯数103,608世帯）で、向丘地区の人口は69,683人（世帯数29,524世帯）。人口割合は、宮前地区が70.3％、向丘地区が29.7％
- 宮前区の年齢3区分別人口の割合から、向丘地区の老年人口（65歳以上の人口）は宮前地区と比べ5.3ポイント高く、全市平均（20.0％）より4.3ポイント高い状況（※令和3（2021）年6月末日現在）
- 向丘地区は、平成12（2000）年から5年ごと及び直近の令和3（2021）年の人口の推移から、宮前区全体の人口と同様、増加傾向だったが、平成27（2015）年以降は横ばい
- 宮前区将来人口推計では、今後しばらく人口の増加傾向が続き、令和17（2035）年をピークに減少過程に移行。65歳以上人口は令和32（2050）年には9.1万人まで増加推計。令和12（2030）年から、高齢化率が市内7区で1番高い状況が続く見込み



宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針（案）の概要

第3章 向丘出張所の概要

1 法令等における位置付け

（1）区役所

- 地方自治法（政令指定都市は条例で区を設けることと区の事務所を置くこと）
- 自治基本条例（地域における行政サービスの総合窓口としての拠点に加え、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての機能）

（2）出張所

- 地方自治法（必要があると認めるときは区の事務所の出張所を置く。所管区域を対象に区役所が取り扱う事務を分掌）

2 庁舎

- 昭和53（1978）年、高津区役所向丘出張所として建築（築43年）
- 昭和57（1982）年の高津区からの分区により、宮前区役所向丘出張所に名称変更

3 取扱業務

（1）主な取扱業務と利用状況

- 平成24（2012）年1月に住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約、区民活動支援コーナーを整備

①現在の主な機能

- 証明書発行：住民票の写し、印鑑登録証明書 等
- 地域振興：地域住民組織（地区町連・青少年指導員会等）振興、市政情報の提供・案内 等
- 市民活動（区民活動）支援：会議室、印刷・作業スペース 等

②利用状況

ア 証明書発行

- 令和2（2020）年度は、年間約1万8千件、1日平均約70件
- 支所・出張所の取扱件数は長期的には減少傾向、特に、届出を区役所で行うこととなった平成23（2011）年度から24（2012）年度にかけて大きく減少
- マイナンバーカードの普及等を踏まえると、今後も減少傾向が続く見通し

イ 会議室

- 庁舎内の会議室であり、一般の利用は不可、市の事業やそれに密接に関連するものに限り利用可
- 地域振興業務の一環として、自治会、各種協議会・団体等が利用
- 最大定員102人（分割時、会議室A定員78人、会議室B定員24人）
- 年間平均の利用率は、令和2（2020）年度は31％、令和元（2019）年度は34％で活用の余地がある

ウ 区民活動支援コーナー

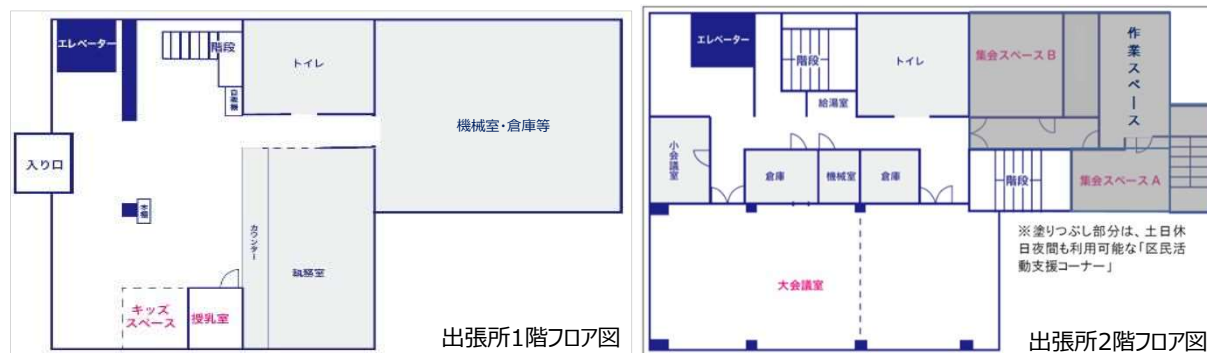
- 地域における区民活動団体等の一層の活性化を図り、区民が自主的に行う非営利な社会貢献活動を支援するため、集会スペースA（約22㎡）・B（約32㎡）、裁断機等を備えた作業スペースを設置
- 集会スペースA・Bとも、直近5年間の年間平均の稼働率は、20％前後で推移

エ 出張所における主な地域での取組

- これまでに出張所では、いってみっか「むかおcafe」（主催：向丘地区連合自治会）や福祉バザー（主催：向丘地区社会福祉協議会）が開催
- 令和2（2020）年度から、むかおかフェ（主催：向丘地区連合自治会、協力：ゆ〜ずツクルブほか）が試行実施（毎月第3水曜日）されるなど、地域での主体的な取組が展開

（2）主な手続等における特徴

- 宮前区役所における手続等について、宮前地区と向丘地区の件数を調査したところ、概ね地区の人口割合〔7：3〕に近い傾向がある一方、福祉的な手続の一部は、宮前地区より割合がやや高い状況



第4章 出張所活用にあたっての関連施策の取組課題

1 持続可能な都市型コミュニティの形成

- 出張所は、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、誰もが気軽に集い、多様なつながりを育む地域の居場所となるよう、地域における公共施設の利用実態や地域実情等を踏まえつつ、可能な限りその利活用の範囲を広げ、地域における新たなニーズの掘り起こしや、潜在的にある様々なニーズにも応えられることが求められている。

2 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携

- 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと超高齢社会に対応する地域コミュニティの連携を進める必要がある。

3 地域防災機能の強化

- 向丘地区は、区内を流れる河川と、丘陵、坂、谷戸で構成された、起伏に富んだ地形であり、近年多発している風水害への対応など、地域防災機能の強化がますます必要となっている。

4 デジタル化の推進

- ICTを活用した対面を前提としない行政手続や相談等へのニーズが高まる一方、デジタルデバインド（情報格差）にも配慮しながら、市民に身近な区役所・出張所における業務・手続のデジタル化を進めることで、利便性の向上や、業務効率化によって市民サービスの質を向上させる取組が一層求められている。

5 経過年数等に応じた庁舎の対応

- 築40年以上が経過した出張所庁舎は、これまで計画的に修繕や設備更新を進めてきたが、更なる出張所の活用促進に向けて、安心かつ快適に利用していただけるよう対応する必要がある。

6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた社会変容に対応した取組

- これまでに経験のない新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及んでいることから、地域の課題解決に向けては、様々な場面で工夫しながら、市民の安全に配慮した取組を進める必要がある。

第5章 市民意見の把握と整理（1/2）

1 市民意見の把握

- 令和元（2019）年度から、地域の意見や関心事を大切にしながら、より多くの方が今後の地域のまちづくりに関心を持ち関わってもらえるよう、様々な取組を実施



（1）オープンワークショップ（令和元(2019)年10月26日）

- 出張所で実施した地区のイベント来場者に、「向丘出張所がこうなったらいいな」というテーマで意見を聴取

（2）団体や地域で活動している市民等へのヒアリング（令和元(2019)年12月～令和3(2021)年6月）

- 向丘地区で活動する団体（12団体）の代表者等（計75人）に、団体ごとにヒアリングを実施

（3）市民意見交換会（むかいがおか 出張所×まちづくり アイデアカイギ）（令和2(2020)年10月～令和3(2021)年8月）

- 向丘地区や出張所の地区のまちづくりに関する今後のあり方や可能性について、参加者同士で話し合い、コロナ禍の社会状況の変化も見据えながら出張所やその他の取組等により暮らしやすいまちづくりにつなげることを目的に全3回のワークショップを実施

（4）オープンハウス型説明会（令和元(2019)年度 4回、令和2(2020)年度 4回）

- ミライづくりプロジェクトの取組として、オープンハウス型説明会を実施

（5）インターネット意見箱（令和3(2020)年5月～）

- 向丘出張所が「こうなったらいいな」や「こんなことがしたい」といった意見箱を市ホームページ上に設置（令和3(2021)年10月1日時点 14件の意見あり）

（6）向丘出張所の機能のあり方に関する提言（向丘地区連合自治会）（令和3(2021)年3月）

- 今後の10年先を見据えた、向丘地区の発展に向けた将来ビジョンと向丘出張所の機能のあり方を中心とした提言

宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針（案）の概要

第5章 市民意見の把握と整理（2/2）

2 市民意見の整理

- 出張所に求められる各機能を地域の実情に即して多面的に検討することを目的に、「望ましい未来の姿「こうなったらいいなと思う向丘地区」をイメージして実現に向けたアイデアやアクションを集める手法（バックキャスティング）」と、「これまでと現在の向丘地区から、これからの向丘地区のあり方を聴取する手法（フォアキャスティング）」の両面の手法を用いて市民意見を把握
- 出張所の機能のあり方については、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、概ね10年にわたる事業全体の想定スケジュールと並行して検討するとしていることから、市民意見交換会において望ましい未来の姿としてまとめた「こうなったらいいなと思う向丘地区のイメージ」に沿って市民意見全体を整理
- さらに、市民意見交換会等で出張所の「機能」の充実を求める意見が寄せられたことから、市民意見を「機能」という観点から近い内容で8つの分類に再整理

【9つのテーマに沿った市民意見全体整理と市民意見分類図】



第6章 向丘出張所の今後の活用に関する基本的な考え方（1/2）

1 向丘出張所の機能と活用の考え方

（1）向丘地区の現状と課題、市民意見の整理

<第2章 宮前区及び向丘地区の概況>

- 向丘地区は、起伏に富んだ地形であり、自動車や路線バスの利用が多く、平瀬川、飛森谷戸など自然資源が豊富である。地域包括支援センター等の施設も地区内に複数ある。地域資源を活かした活動やコミュニティカフェ等、様々な主体による地域活動が多く行われている。
- 地区内人口・世帯数は増加している一方、全市的な傾向よりは緩やかであるものの、自治会・町内会加入率は減少傾向にある。
- 将来人口推計では、宮前区は令和12（2030）年から、高齢化率が市内7区で1番高い状況が続くことが見込まれている。

<第3章 向丘出張所の概要>

- 向丘出張所における証明書発行の取扱件数は今後も減少傾向が続く見通しにあり、また、現在の会議室と区民活動支援コーナーの利用率は高くなく、現在、地域主体によって行われているイベント等における利用のように、会議室活用の余地がある。
- 出張所庁舎は、昭和53（1978）年の建築から40年以上が経過しており、経過年数に応じた庁舎の対応を図るとともに、更なる出張所の活用の促進に向けて、安心かつ快適に利用していただけるよう、取り組む必要がある。

<第4章 関連施策の取組課題>

- 出張所は、持続可能な都市型コミュニティの形成や、新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会変容に対応した取組など関連施策の取組課題を踏まえた出張所の役割が求められている。

<第5章 市民意見の把握と整理>

- 向丘出張所に求められる各機能を地域の実情に即して多面的に検討することを目的とした複数の手法で、市民の実感に基づく意見の聴取に取り組み、いただいた市民意見は、望ましい未来の姿として9つのテーマにまとめた「こうなったらいいなと思う向丘地区のイメージ」に沿って整理し、さらに、市民意見を「機能」という観点から近い内容で8つの分類に再整理

（2）向丘出張所に求められる機能

- 向丘地区の現状と課題・関連施策等の諸条件を踏まえ、「機能」という観点から近い内容ごとに再整理した市民意見を基に、「向丘出張所に求められる機能」を8つにまとめた。
- 向丘出張所に求められる機能の充実を図るため、現在及び宮前区役所等が鷺沼駅周辺に移転する約10年後、さらにそれ以降の向丘地区の状況も見据え、向丘出張所の今後の活用に関する基本的な考え方をまとめた。今後も変化する地域の実情や本市関連施策との整合を図りながら、地域の資源や特性を活かし地域の皆様や組織・団体等と連携した取組を推進

（3）活用に向けた基本的な考え方

- 「向丘地区の豊かな自然、歴史・文化・学びなど地域の資源を活かしながら、子どもや子育て世代からシニアまで、①みんなが利用しやすくなる空間として、誰もが気軽に集まることができ、そして人や活動がつながる②活動や交流を促す仕組み、さらに、地域の情報発信や行政サービスの充実などの③地域の暮らしを支える取組を進める拠点となること」を目指して、「多世代が気軽に立ち寄り、人や活動がつながる、向丘地区の核となる出張所」

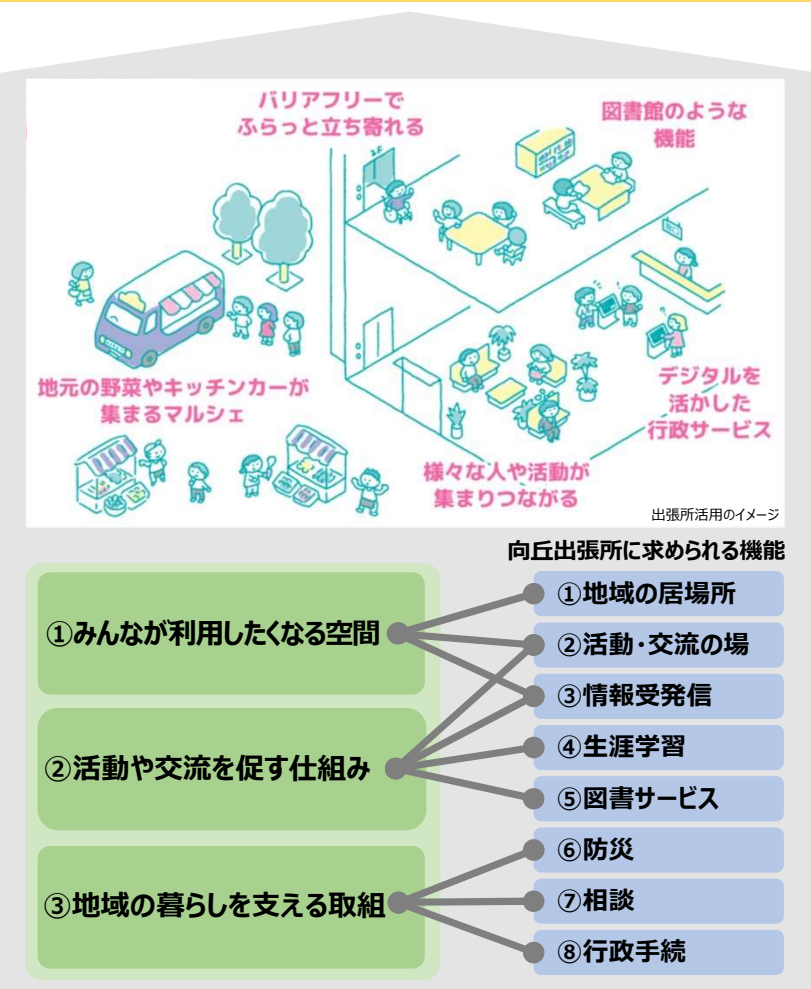
2 今後の活用に向けた取組

（1）市民創発による取組の推進

- 基本的な考え方を実現するためには、行政の役割だけでなく、向丘地区で暮らし活動する市民の方々の役割も重要
- 向丘出張所では、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における「市民創発※」により、行政だけでなく市民と一緒に、基本的な考え方の実現に向けて取り組む
- 「短期（R4～R5）」「中期（R6～R7）」「中長期（R6～）」の取組期間を目安に設定し、市民と行政の役割による実現に向けた取組を推進

基本的な考え方

「多世代が気軽に立ち寄り、人や活動がつながる、向丘地区の核となる出張所」



※市民創発：様々な個人や団体会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにな活動や予期せぬ価値を創出すること。

宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針（案）の概要

第6章 向丘出張所の今後の活用に関する基本的な考え方（2/2）

2 今後の活用に向けた取組

（2）機能別の方向性と取組内容

機能① 地域の居場所

- 地域の居場所として、立ち寄りやすく親しみやすい空間となるように、明るく開放的な庁舎を目指した空間的工夫と什器設置、設備の快適化、庁舎へのアプローチ改善を段階的に行う。

主な取組	取組の内容	取組期間
●明るく開放的な庁舎を目指した空間的工夫と什器設置	●庁舎内レイアウトの見直し ●出入口を明るくする工夫、庁舎内BGM放送 ●利用者の声を踏まえた検討の上、什器の設置	短期R4～5
●設備の快適化	●1・2階トイレと2階給湯室の修繕	短期R4～5
●庁舎へのアプローチ改善	●庁舎前駐車場にインターホンと案内表示の設置。ソフト対応（移動の補助）を円滑に行うための運用ルールの整理 ●庁舎裏手側駐車場からの車いす使用者の動線確保 ●劣化が著しい庇（ひさし）の改修	短期R4～5
	●庁舎正面側について、野川柿生線のバスの走行環境改善の取組における向丘出張所バス停からのアプローチの検討・協議調整状況を踏まえ対応 ●敷地内の凹凸の改修	中期R6～7

機能② 活動・交流の場

- 活動・交流を後押しする場として、庁舎の有効活用に向けた実証事業を試行しながら、利用ルールを作成、インターネット利用環境の整備、休日・夜間利用について、順次検討し対応する。

主な取組	取組の内容	取組期間
●庁舎スペースの有効活用	●イベント等を市民との連携により実証事業として試行、地域ニーズ検証や課題点を整理 ●実証事業は、柔軟かつ多様な手法で試行し、より多くの市民がかわれる仕組みとなるよう取り組む	短期R4～5
	●実証事業試行に基づく地域ニーズ検証や課題点を整理の上、利用ルール作成。区民活動支援コーナーとの機能分担等を整理	中期R6～7
●インターネット利用環境の整備	●かわさきWi-Fiの導入	短期R4～5
	●共用設備としてのWi-Fi導入の検討	中期R6～7
●休日・夜間利用	●休日・夜間利用ニーズ検証や課題点整理を行い利用ルール作成	中期R6～7
	●セキュリティ面での対応の要否の検討	中期R6～7

機能③ 情報受発信

- 地域情報受発信拠点として、出張所の情報発信がより地域の実情に即したものとなる手法を検討。地域活動を後押しするため、行政情報にとどまらず、地域情報を受信・発信する手法も検討する。

主な取組	取組の内容	取組期間
●地域の実情に即した情報発信手法	●広報物配架方法の見直し・展示スペース有効活用・地域情報の効果的発信に向けた手法の検討 ●デジタルサイネージや地域情報の掲示板の設置など検討	短期R4～5
●地域情報を受信し発信する手法	●地域情報を受信し発信する手法の検討	中期R6～7

機能④ 生涯学習

- 区役所・市民館との連携による座学・体験などの講座を試行するとともに、行政主体の講座だけではなく、向丘地区の魅力ある地域資源の活用や地域主体との連携による講座を検討し取り組む。

主な取組	取組の内容	取組期間
●区役所・市民館・地域団体との連携による講座等の試行	●区役所・市民館で行っている講座、地域団体による講座、行政と地域の連携による講座等を、柔軟かつ多様な手法で試行	短期R4～5
●地域における持続的な生涯学習の機会の提供	●多様なニーズや課題を把握し、継続的に講座等が展開できるよう、地域の多様な主体とも協働・連携の検討	中期R6～7

機能⑤ 図書サービス

- アウトリーチ型の図書サービスや、出張所を場とした図書館などによる読み聞かせの試行、身近な場所での学びの場づくりに加え、地域主体の図書に関する取組とも連携を図りながら、きめ細やかな図書サービスを推進する。

主な取組	取組の内容	取組期間
●図書サービスの提供	●自動車文庫との連携検討、団体貸出などによるアウトリーチ型サービスなど、図書サービス提供の取組	短期R4～5
	●地域主体とも連携を図り本を通じた支援や交流の場づくりの取組	短期R4～5

機能⑥ 防災

- 災害時に正しい状況を迅速に伝える情報収集や広報機能等の強化や必要な備品の整備を検討する。

主な取組	取組の内容	取組期間
●情報収集や広報機能等の強化	●避難所機能の広報強化の検討	短期R4～5
●備品整備に向けた検討	●必要な備品の整備の検討	短期R4～5

機能⑦ 相談

- 来庁者からの様々な問合せに対して、日常的に適切な窓口につなげられる出張所を目指して取り組む。
- 行政による出張相談会の試行に加え、出張所におけるイベントなど人が集まる機会に併せ、地域包括支援センター等と連携した出張相談会の試行に継続的に取り組むなど、行政と地域の連携による相談機能の実現に向けた取組を推進する。

主な取組	取組の内容	取組期間
●地域の身近な相談拠点	●地域包括支援センターと連携した出張ミニ相談会の試行などの取組がイベントなどで人が集まる機会と連動するよう取り組む	短期R4～5
	●行政と地域の連携による相談機能の実現に向けた取組の検討	中長期R6～
	●オンライン相談やオンライン相談をサポートする手法の検討	中長期R6～

機能⑧ 行政手続

- 国や本市がとりまとめるデジタル化に関する方向性と整合を図りつつ、デジタルデバイド（情報格差）に配慮する観点からも、市民が便利で使いやすい行政サービスの提供に関する取組について検討を進める。

主な取組	取組の内容	取組期間
●行政手続の利便性向上や分かりやすい窓口サービス提供の検討	●行政手続のオンライン化の動向や区役所フロントシステム※の導入等の状況を踏まえた、区役所・出張所等における行政手続の利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供に向けた取組	短期R4～5
	●オンライン手続や窓口のデジタル化、サポートする手法の検討	中長期R6～

※区役所フロントシステム：市民サービスの向上と職員の事務負担の軽減を実現するため、異動届や証明発行に必要となる申請書作成を事前にWEB サイト等で行える仕組み

第7章 今後の取組の進め方

- 活用方針に基づく各取組について、市民等との協働・連携、役割分担など具体的な整理・検討等を進め、試行も含めて実施
- 実施時期・内容は、短期（R4～R5）・中期（R6～R7）・中長期（R6～）の区分を目安にしながら、可能な限り早期実現に向けた課題解決の検討を進めるとともに、今後予定されている鷺沼駅周辺の再編整備、横浜市高速鉄道3号線の延伸による周辺のまちづくりや、行政手続のデジタル化・オンライン化の状況変化等と整合を図って取り組む
- 庁舎は「資産マネジメント第3期実施方針」の素案における資産保有の最適化の考え方を踏まえた上で、庁舎等建築物の目標耐用年数60年以上の活用に向けて、経過年数に応じた対応を行う。将来的には、施設の利用状況やその後の利用想定等を踏まえ、建替えも含めた効果的・効率的な整備手法を検討
- 区役所等施設の鷺沼駅周辺への移転にあたっては、向丘地区方面などからのアクセスの強化が重要であることから、路線バスネットワークの充実に向けた取組など、宮前区全体の発展に向けた取組を推進

宮前区役所向丘出張所の 今後の活用に関する方針(案)

令和4(2022)年〇月

川 崎 市

宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)について

本市では、平成 21(2009)年 3 月に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」を策定し、効率的で利便性の高いサービスの提供を目指して、出張所の届出受付窓口の区役所への集約や地域振興・市民活動支援機能の整備・充実などの取組を進めてきました。

また、平成 30(2018)年 3 月に策定した「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」においては、出張所について「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、地域の実情に即した取組を推進」することとしています。

この間、宮前区では、鷺沼駅周辺の再開発の機会をとらえ、宮前区全体の機能向上や持続可能なまちづくりに向けた取組を推進するため、関係団体等への説明・ヒアリングやまちづくりフォーラム、意見交換会、区民意識アンケート、さらには、市民説明会やパブリックコメント手続を通して、区民の皆様の御意見を伺いながら、平成 31(2019)年 3 月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定しました。

この中で向丘出張所については、今回の鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、コミュニティ施策に関する取組など、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用など、地域の皆様とともに地域ニーズや課題を把握・整理し、機能のあり方について検討することとしました。

こうした位置づけを踏まえ、地域で活動されている皆様へのヒアリングやワークショップ形式の意見交換会を開催するとともに、並行して庁内でも検討を進め、「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(案)」を取りまとめました。

向丘出張所が地域の皆様に一層活用していただける拠点となるよう、今後の機能向上の取組の推進につなげることを目的として策定するものです。今後、パブリックコメント手続や市民説明会を通して、改めて広く市民の皆様からの御意見を募集します。

目 次

第1章 活用方針策定の目的や経過	1
1 目的	1
2 区役所・出張所を取り巻く状況変化	1
3 これまでの経過	2
(1) 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定	2
(2) 「区役所改革の基本方針」策定	2
(3) 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定	3
(4) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定	3
(5) 「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」策定	3
4 総合計画における活用方針の位置付け	4
5 都市計画マスタープラン 宮前区構想	4
第2章 宮前区及び向丘地区の概況	5
1 宮前区の成り立ちや特徴	5
2 向丘地区の概要	5
(1) 向丘地区の位置	5
(2) 地形と交通アクセス	6
(3) 地域資源	8
(4) 主な公共施設	9
(5) 避難所・広域避難場所	10
(6) 地域活動等の状況	11
3 人口構成、将来人口推計、人口密度	13
第3章 向丘出張所の概要	17
1 法令等における位置付け	17
(1) 区役所	17
(2) 支所、出張所	17
2 庁 舎	18
3 取扱業務	21
(1) 主な取扱業務と利用状況	21
(2) 主な手続等における特徴	25

第4章 出張所活用にあたっての関連施策の取組課題	31
1 持続可能な都市型コミュニティの形成	31
2 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携	32
3 地域防災機能の強化	32
4 デジタル化の推進	33
5 経過年数等に応じた庁舎の対応	33
6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた社会変容に対応した取組	34
第5章 市民意見の把握と整理	35
1 市民意見の把握	35
(1) オープンワークショップ	35
(2) 団体や地域で活動している市民等へのヒアリング	37
(3) 市民意見交換会(むかいがおか 出張所×まちづくり アイデアカイギ)	39
(4) オープンハウス型説明会	42
(5) インターネット意見箱	42
(6) 向丘出張所の機能のあり方に関する提言(向丘地区連合自治会)	43
2 市民意見の整理	44
第6章 向丘出張所の今後の活用に関する基本的な考え方	46
1 向丘出張所の機能と活用の考え方	46
(1) 向丘地区の現状と課題、市民意見の整理	46
(2) 向丘出張所に求められる機能	47
(3) 活用に向けた基本的な考え方	48
2 今後の活用に向けた取組	49
(1) 市民創発による取組の推進	49
(2) 機能別の方向性と取組内容	50
(3) 向丘出張所の一層の活用に向けた機能と取組の内容まとめ	59
第7章 今後の取組の進め方	60
資料編	61

第1章 活用方針策定の目的や経過

1 目的

本市では、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供を行うことを基本目標とした「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」(以下「実施方針改定版」といいます。))を平成30(2018)年3月に策定しました。この実施方針改定版では、出張所については、「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、出張所に求められる各機能について、地域の実情に即した取組を推進する」とこととしています。

また、平成31(2019)年3月に策定した「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(以下「鷺沼基本方針」といいます。))」では、向丘出張所は、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用など、地域の皆様とともに、共に支え合う地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点として、地域ニーズや課題を把握・整理し、概ね10年にわたる事業全体のスケジュールと並行して、機能のあり方を検討することとしました。

「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針(以下「活用方針」といいます。))(案)」は、向丘地区の現状や課題を踏まえ、今後の出張所に求められる機能に関する基本的な考え方を示した上で、向丘出張所の一層の活用に向けて、着実な取組を推進することを目的に策定するものです。

2 区役所・出張所を取り巻く状況変化

本市では、平成28(2016)年3月に策定した「区役所改革の基本方針」において、区役所は「これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていく」ことを基本的な考え方とし、この方針に基づく取組を推進しています。

昨今の新型コロナウイルス感染症による影響は社会・経済など多方面に及んでおり、区役所・出張所におけるサービス提供や、地域における協働の取組についても、大きな影響を受けています。こうした社会状況の中にあっても、人が人と関わり、お互いに支え合うことの重要性が再認識されており、感染症に配慮しながら、区役所・出張所は、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じ、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉や介護、生活支援に関する相談など、市民生活に必要な取組について、区役所と出張所が一体的に推進する役割がこれまで以上に重要となります。

さらに、首都直下地震等の発生リスクの高まりや、全国各地で大雨による風水害が頻発する中、激甚化する風水害への対策など、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面からの対策による、災害に強いまちづくりを推進することとしています。

一方で、国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元(2019)

年6月14日閣議決定)等において、「デジタルファースト」の原則を掲げるとともに、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2(2020)年12月25日閣議決定)で示されたビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」というビジョンを示しました。行政手続のオンライン化などによって、将来的には、市民の来庁を要しない手続方法が全国的に普及していくことが想定され、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に社会のデジタル化の取組が急速に進んでいます。

本市においても、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付(平成28(2016)年1月開始)や「びったりサービス」を活用したオンライン申請(平成30(2018)年6月から順次対応)などの取組を進めているほか、令和4(2022)年度の行政手続の原則オンライン化に向けた取組などにより、区役所に求められるサービスも多様化するなど、対面を前提としない行政手続や相談等へのニーズが高まっており、活用方針の策定にあたっては、こうした本市を取り巻く状況変化を踏まえながら、将来を展望し、検討を進める必要があります。

3 これまでの経過

(1) 平成21(2009)年3月 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定

区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能を見直し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行うことを目標に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」(以下「機能再編実施方針」といいます。)を策定しました。

機能再編実施方針に基づく取組では、それまで出張所で行っていた住所変更や戸籍等の届出受付窓口を区役所に集約する一方で、出張所には、地域振興・市民活動支援のための機能を順次整備し、供用を開始しました。

(2) 平成28(2016)年3月 「区役所改革の基本方針」策定

「区役所改革の基本方針」では、「地域での『顔の見える関係づくり』やコミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、将来的には市民同士が支え合いながら地域の課題解決につなげていくことが重要」としています。さらに、これからの区役所について、「これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割が求められる」とし、次の3つの「めざすべき区役所像」を位置付けました。

<めざすべき区役所像>

- ① 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- ② 共に支え合う地域づくりを推進する区役所
- ③ 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

また、同基本方針では、「めざすべき区役所像」の実現に向け、機能再編実施方針策定後の状況変化等への対応方針について検討し、その改定に取り組むことが位置付けられました。

（３）平成 30(2018)年 3 月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定

「実施方針改定版」では、平成21(2009)年に策定した機能再編実施方針を現在の状況に即した内容に見直しました。出張所については、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、地域の実情に即した取組を推進することを今後の方向性として位置づけ、「証明書発行のあり方」、「地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携・推進」、「『身近な活動の場』や『地域の居場所』としての活用策」、「地域防災機能」などを検討していくこととしました。

（４）平成 31(2019)年 3 月 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定

多様な主体の連携により、「市民創発※」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました。「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念とし、地域レベルの新たなしくみ「まちのひろば※」の創出や、区域レベルの新たなしくみ「ソーシャルデザインセンター※」の創出の取組等を進めることとしました。

※市民創発： 様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること。

※まちのひろば： 誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所としての機能を担うもの。

※ソーシャルデザインセンター： 地域での様々な活動や新たな価値を生み出し、社会変革を促す区域レベルのプラットフォームとしての機能を担うもの。

（５）平成 31(2019)年 3 月 「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」策定

鷺沼駅周辺で進められている民間事業者による再開発の事業計画の検討を、より良い宮前区のミライにつながる契機ととらえ、将来を見据えた取組を推進するため、公共機能に関する基本的な考え方等をとりまとめ、これに基づく取組を進めています。

＜基本的な考え方＞

- ① 鷺沼駅の交通結節機能の強化を踏まえた宮前区の核となる地域生活拠点の形成
- ② 建物・設備の更新と的確な機能分担による災害に強いまちづくり
- ③ 民間施設等との連携による文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出
- ④ 現区役所等施設・用地の活用に向けた市民参加による検討
- ⑤ 地域バランスを考慮した区全体の機能向上（向丘出張所の機能の検討）

この鷺沼基本方針では、向丘出張所の機能のあり方について、今回の鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機として、地域バランスを考慮した区全体の機能向上という観点や、関係施策の位置付け・検討状況を踏まえ、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用など、地域の皆様とともに、共に支え合う地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点として、地域ニーズや課題を把握・整理し、概ね 10 年にわたる事業全体の想定スケジュールと並行して、機能のあり方について検討することとしました。

4 総合計画における活用方針の位置付け

令和4(2022)年3月に策定予定の「川崎市総合計画 第3期実施計画」の素案では、施策として「共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化」を掲げ、「支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施すること」を位置付けています。活用方針は、この位置付けに基づくものとして、具体的な取組を推進します。

5 都市計画マスタープラン 宮前区構想

本市では、平成19(2007)年3月に「市の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画マスタープラン全体構想及び宮前区構想を含む各区分構想を策定し、この方針に沿った様々な取組を行ってきました。その後、策定から約10年が経過し、都市計画を取り巻く環境に変化が生じていること、また、上位計画である「総合計画」や「都市計画マスタープラン全体構想」等が策定・改定されたことから、令和2(2020)年12月に、宮前区構想の改定を行いました。

この中で、宮前区構想では、「人が好き 緑が好き まちが好き ～宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる～」をめざす都市像とし、上位計画に即しながら、「分野別の基本方針」や「身近な生活圏別の沿線まちづくりの考え方」を定めています。

また、分野別の基本方針の一つである「土地利用」の中では、「地域特性等からみた地域別のまちづくりの方針」を整理しています。これは、平成19(2007)年の宮前区構想の策定にあたっての区民提案における考え方を踏襲したもので、①東急田園都市線沿線地域、②平瀬川地域、③有馬・野川地域、④インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域の4つのパターンに整理しています。これらの中で向丘地区は、②平瀬川地域及び、④インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域に属する地域になります。

第2章 宮前区及び向丘地区の概況

1 宮前区の成り立ちや特徴

- ・ 明治 22(1889)年の市制・町村制の施行に伴い、橘樹郡(たちばなぐん)宮前村(みやさきむら)及び向丘村(むかおかむら)が誕生しました。両村は、昭和 13(1938)年に本市に編入され、昭和 47(1972)年に本市が政令指定都市に移行した後は高津区に属していましたが、昭和 57(1982)年に分区し、現在の宮前区(面積は約 18. 60km²)となりました。
- ・ 昭和 41(1966)年の溝の口から長津田間の田園都市線の開通、昭和 43(1968)年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジの開通・開設などによる交通基盤の整備とともに、土地区画整理事業等の計画的な市街地整備が進められ郊外住宅地としての開発が進みました。
- ・ 市内7区の中では生産緑地面積が最も広く、農産物直売所が区内各地に点在しているほか、公園緑地数も2番目に多いなど、身近に農や緑を感じることができます。また、本市最古の遺跡である旧石器時代の鷲ヶ峰遺跡、弥生時代の東高根遺跡、本市初の国史跡である橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群などが存在し、歴史のある土地でもあります。
- ・ 国史跡である影向寺(ようごうじ)遺跡や地域に根ざした伝統芸能などの歴史・文化、農のある風景や平瀬川流域の水辺、菅生緑地などの緑豊かな自然等、魅力ある地域資源に恵まれており、豊かな自然環境を活かした区民主体のまちづくりの取組が盛んです。また、防災や美化活動などの地域活動、コミュニティカフェ、まちなかでのマルシェ、川や公園での自然とのふれあいなど、区民主体の多彩な活動が広がっています。



平瀬川流域の水辺

2 向丘地区の概要

(1) 向丘地区の位置

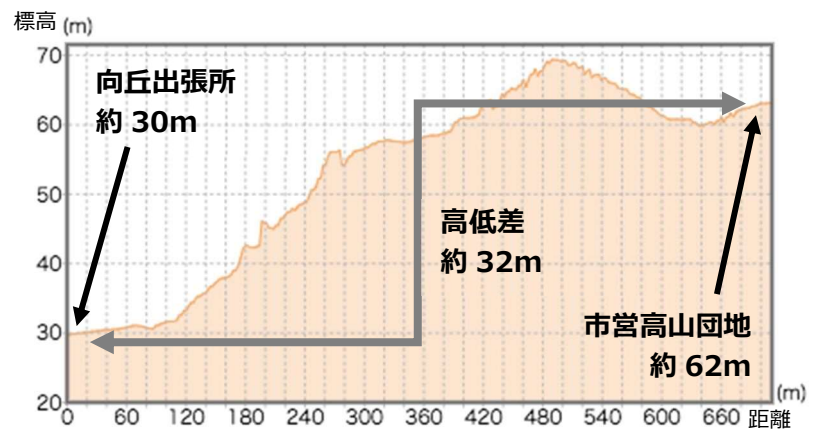
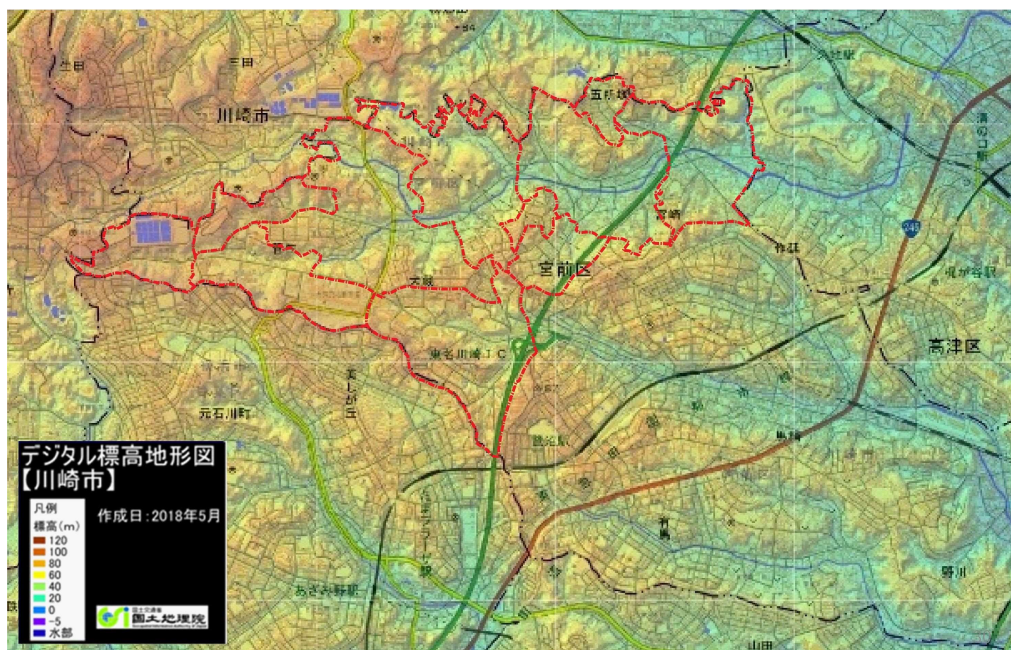
- ・ 宮前区は区の成り立ちの経緯から、2つの地区に分かれており、区の中央部から北西側が向丘地区、中央部から南東側が宮前地区となっています。



(2) 地形と交通アクセス

- 向丘地区は、起伏に富んだ地形であるため、自転車の利用は少なく、自動車や路線バスの利用が多くなっています。バス便の本数は、野川柿生線を通り、溝口駅へ接続する路線が最も多くなっています。こうした状況から、野川柿生線では、バスの走行環境改善に向けた取組を進めています。
- また、年齢別には、高齢者(65歳以上)は年齢とともに、バスの分担率が高まる傾向にあり、今後の超高齢社会の到来を見据えると、路線バスの重要性がますます高まっています。
- 横浜市高速鉄道3号線(ブルーライン)の延伸により、尻手黒川線沿いにあるヨネッティー王禅寺(麻生区王禅寺)付近に駅を設置する予定があり、今後、北部地域の公共交通ネットワークの充実とともに、周辺の住環境に配慮しながら、地域資源の活用等による賑わいの創出等、駅周辺の活性化に資するまちづくりを検討します。

<向丘地区の地形>



国土地理院「地理院地図」

＜宮前区を通過する路線バスの現状(平成 30(2018)年度末時点)＞



＜横浜市高速鉄道3号線 概略ルート・駅位置図＞



(3) 地域資源

- ・ 多摩丘陵に立地するため多くの谷戸が発達し、地形は起伏が激しいことが特徴です。谷戸は河川が丘陵を長い歳月にわたり浸食した地形で、斜面と谷底から構成され、今も向丘地区には多くの谷戸が残っています。
- ・ 向丘地区には、水沢に源を発するといわれ、多摩川水系の自然河川、宮前区および高津区を流れる一級河川の平瀬川があります。平瀬川は、洪水対策として、治水改修工事を行う際、地域の方々の意向もあり、一部は多自然型親水護岸として整備しました。現在も地域の方々による清掃や自然環境保護の活動が行われています。
- ・ 菅生緑地の「市民健康の森」や、生田緑地の「飛森谷戸(とんもりやと)」、県立東高根森林公園など、豊かな自然環境があり、地域で活動する方々の手によって守られ、多くの市民に親しまれています。
- ・ 向丘地区では豊かな自然環境の中で、古くから人々の生活が営まれてきました。約3万年前の本市最古の鷲ヶ峰遺跡や県史跡で弥生・古墳時代の東高根遺跡、つつじ寺で有名な等覚院などの社寺、初山の獅子舞や白幡八幡大神の禰宜舞(ねぎまい)などの伝統芸能は地区を代表する歴史・文化的資源です。



みやまえガイドマップ